

一般社団法人日本フライングディスク協会専門委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下。「本協会」という。）定款第43条の規定に基づき、本協会の業務を円滑に執行するための専門委員会の設置に関して必要な事項を定める。

(専門委員会の種別)

第2条 本協会に設置する専門委員会及びその所掌する業務については、別表のとおりとする。

(組 織)

第3条 専門委員会は、委員長、及び委員で組織する。

2 委員は、会長と業務執行理事により選任し、会長が委嘱する。

3 委員長及び副委員長は、会長が委員の中から選定し、任命する。

4 会長は、委員に反社会的行為、または本協会の目的や専門委員会の設置目的にふさわしくない行為等があった場合、当該委員を解任することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員に委嘱された日の属する事業年度に選任されている本協会理事の任期の満了する日とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第5条 専門委員会の会議は、それぞれの専門委員会の委員長が招集する。

第6条 それぞれの委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

別 表

名称	所掌する業務
アンチ・ドーピング委員会	アンチ・ドーピングに関すること
資格認定委員会	フライングディスク競技にかかる資格認定に関すること
アルティメット委員会	アルティメット競技に関すること
ガッツ委員会	ガッツ競技に関すること
オーバーオール委員会	オーバーオール競技に関すること
アーカイブ委員会	フライングディスク競技にかかるアーカイブに関すること
環境委員会	フライングディスク競技にかかる環境に関すること
アスリート委員会	アスリート委員会に関すること
女性委員会	フライングディスク競技にかかる女性に関すること

(附 則)

1 この規程は、平成27年3月21日から施行する。

2 この規程は、平成29年5月20日より施行する。